

3. 八尾市交通バリアフリーの基本的な方針

(1) 交通バリアフリーの考え方

近年、これまで使われてきた「バリアフリー」から、「ユニバーサルデザイン」という表現へ転換されることが多くなってきています。この背景には、本格的な高齢社会の到来に対して、高齢者も障害を持つ人もすべての人が平等に、自立的な社会生活を送ることができるといったノーマライゼーションの実現が求められていることがあります。

こうした流れを受け、八尾市の交通バリアフリーの考え方としては、バリアフリーという視点に立脚しながら、さらにユニバーサルデザインやノーマライゼーションの考え方も含めて捉えていきます。

バリアフリー	ユニバーサルデザイン
高齢者や障害者の利用と社会参加を阻害している物理的・心理的なバリア（障壁）を取り除くことにより、利用と社会参加を推進するという考え方	障害の有無や年齢、国籍、人種、性別などにかかわらず、可能な限りすべての人が安心、安全、快適に利用できるように、あらかじめ設計や計画するという考え方

バリアフリー
障害者用の特別対応



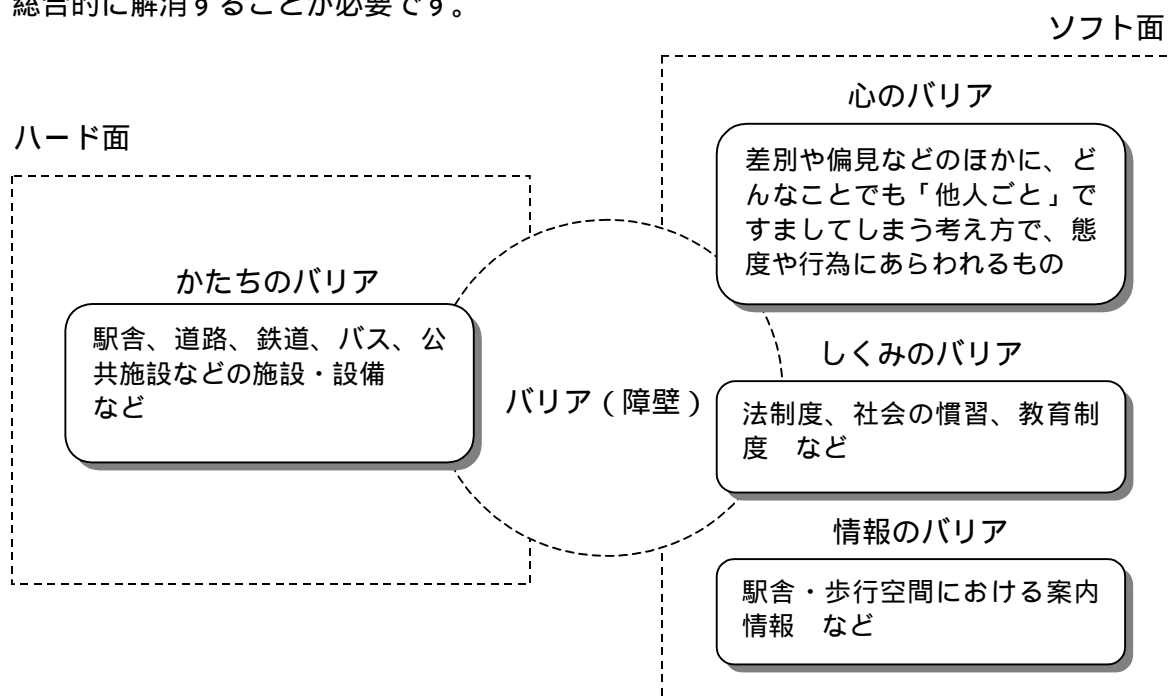
写真：階段昇降機（駅員が付き添って作動させる）

ユニバーサルデザイン
だれもが利用・選択可能なデザイン



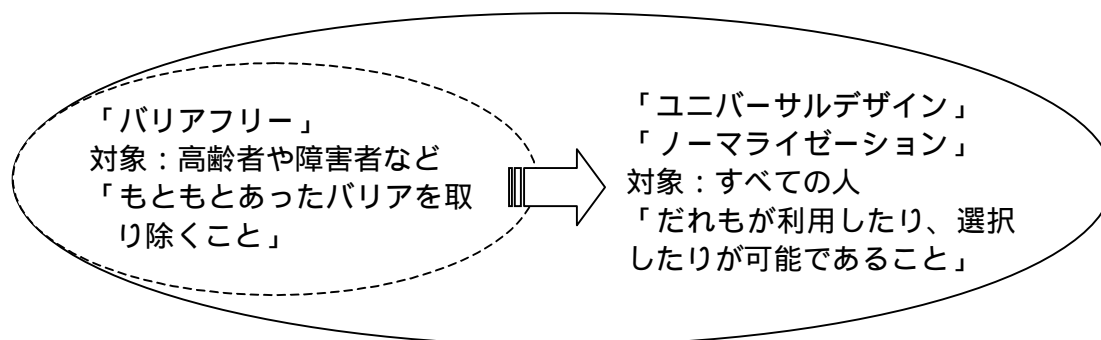
写真：エレベーター・エスカレーター・階段が近接しており、選択自由

また、単にバリア（障壁）といっても、駅の階段や歩道の段差、勾配といったかたちのバリアだけではなく、心のバリアやしくみのバリア、情報のバリアなどもあり、これらを総合的に解消することが必要です。



図：交通バリアフリー法におけるバリア（障壁）の種類

八尾市では、総合計画の中で「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」を住みつけたいまちの姿の一つとして掲げ、子どもからお年寄りまで誰もが安心して出歩くのが楽しくなるような環境をつくり、歩行者、車椅子、自転車、公共交通で安心して出歩けるバリアフリーのまちをめざしています。八尾市の交通バリアフリーの考え方としては、交通バリアフリー法の趣旨である高齢者や障害者などの自立した社会参加の実現を主眼におきつつ、バリアフリー整備の段階において、もともとある多面的なバリア（障壁）を解消することをはじめ、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの考え方を反映させ、可能な限りすべての人が利用しやすい環境を創りあげることとします。



図：八尾市の交通バリアフリーの考え方

(2) 基本的な方針

八尾市における交通バリアフリーのまちづくりの基本的な方針について、以下に「基本理念」「基本方針」「行動方針」を掲げます。

< 基本理念 >

一人ひとりが創りあげるバリアフリーのまち

- みんなでつくる安全・安心・快適なまちづくり -

すべての人が利用しやすい環境を創りあげるため、市民・事業者・行政が互いに支え合い、協働してバリアフリー化に取り組み、安全・安心・快適なバリアフリーのまちを創りあげます。

< 基本方針 >

高齢者や障害者などだれもが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れるように、ハード面及びソフト面のバリアフリー化を推進します。

特に、「交通バリアフリー法」の趣旨に則り、移動にかかわる公共交通機関旅客施設や歩行空間などについての整備を、重点的かつ一体的に行います。

< 行動方針 >

1．総合的な移動の円滑化の推進

旅客施設や周辺道路などといったハード面の整備にとどまらず、総合的な移動の円滑化を推進するために、自立した社会生活を享受することを阻害するバリア（障壁）の存在を明らかにし、啓発し、移動の制約の強調や隠蔽<いんべい>をすることなく、バリアの解消を推進する心と行動のバリアフリー化に努めます。

2．関係機関との横断的な連携

交通バリアフリーの事業主体である公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などといった関係機関相互で連携し、共通意識を持って、横断的に取り組みます。

3．市民・当事者ニーズを反映したバリアフリー化の推進

駅や道路を利用する市民の視点に立った整備を推進するために、協議会やワーキング（勉強会）などへの当事者の参画、バリアフリーに対する意向調査などからニーズの把握に努めます。

4．地域特性に応じた整備の推進

各々の地域が持つ地形的条件や交通特性、施設の立地状況などの特性に応じたバリアフリー化を推進するため、地域が抱える固有の問題点や課題の把握に努めます。